

2021年 長野県東信フットボールリーグ運営要綱

名称：本会を東信フットボールリーグ（略証N T F L：以下リーグという）と称する。

1. リーグの目的

当リーグは、長野県フットボールリーグの下部組織として、長野県社会人連盟の統括を受け、リーグ加盟チームは、相互の切磋により東信地区の水準向上を期し、あわせて長野県リーグに加入し得るチームの育成を目的とする。

2. 事務局

このリーグの事務局を運営委員長勤務先に置く。

3. 運営委員会

(1) 運営委員会の構成 当リーグに加盟するチームから各1名選出された運営委員で構成し、重要事項を審議する。

(2) 審議・決定事項 運営委員は次の事項を審議決定する。

- ① 運営委員の議決を要する役員の推挙並びに選出
- ② 事業計画
- ③ 予算並びに決算
- ④ 加盟チーム並びに選手の資格確認
- ⑤ 長野県東信フットボールリーグ運営要綱の改廃
- ⑥ その他、議決を要する重要な事項

(3) 運営委員会の招集

- ① 運営委員会は原則として年2回、リーグ開始前に議長が召集する。
- ② 議長が必要と認めた時または評議会の3分の1が会議開催の理由を示して請求した時は、議長は臨時にこれを召集しなければならない。
- ③ 運営委員会の定足数等 営委員会は運営委員会総数の半数以上が出席しなければ開会することが出来ない。運営委員会に出席できない運営委員は委任状を出して代理人を指名し、評決を委任することが出来る。評決は運営委員の3分の2以上が賛成した場合にのみ可決する。

4. 運営委員会役職

(1) 運営委員会に次の役員を置く

実行委員長 1名	1部運営委員長 1名(副実行委員長兼務)
副実行委員長 1名 規律委員長 1名(実行委員長 兼務)	2部運営委員長 1名(実行委員長 兼務)
会計委員長 1名(副実行委員長兼務)	1部施設委員 1名(顧問兼務)
施設委員長 1名	2部施設委員 1名(施設委員長兼務)
審判委員長 1名	1部審判委員 1名(審判委員長兼務)
事務局長 1名	2部審判委員 1名
顧問 1名	1部事務局 1名(事務局長兼務)
	2部事務局 1名

該当者に関しては、副委員長を兼務する。また、リーグの状況によっては、担当役員を1名置くこととする。顧問1名は前実行委員長、会計監査委員は前副実行委員長が担当する。

- (2) 役員の任期は、2年とする。顧問・監査員については、その限りではない。
- (3) 役員の改選は、役員以外の中から互選にて行う。※拒否は認めない。リーグ除籍の対象

5. 会計

- (1) リーグ運営費は会費、寄付金その他で支弁する。
- (2) 会計は当該年度の予算及び前年度の決算を作成し、運営委員会に提出する。
- (3) 会費 加盟チームは決められた期日までに、運営委員会で定めた額を代表口座に納入する。2021年度は50,000円とする。

*入金先：八十二銀行 塩田支店 普通預金 336103

東信フットボールリーグ 代表 木口 泰孝

- (4) 入会金 新規加盟チームはリーグ昇格決定後1ヶ月以内に入会金として50,000円を代表口座納入する。なお、その金額は返却しないが、リーグ再加盟の場合は入会金を不要とする。再加盟は5年以内とする。

6. 構成とチーム

- (1) 2021年度は、13チームで構成する。1部(7) 2部(6)
- (2) 学生主体のチームの加入を認める。ただし東信フットボールリーグは2チームまでとする。学生主体とは選手登録6名以上が学生の場合。

7. チーム資格

- (1) 新規加盟チームは長野県サッカー協会の承認を受け、リーグ運営を円滑に遂行する能力を有すること。
- (2) リーグ運営委員会の決定した日程に従って、競技を継続的に行う能力を有すること。
- (3) 資格について疑義が提出されたときは、運営委員会で審議し規律委員で決定する。

8. 選手資格

- (1) 日本サッカー協会第1種登録加盟団体の選手で、同時に長野県社会人連盟に登録済のもの。
- (2) 外国籍であった選手を登録する際は、国際サッカー連盟(FIFA)の定める規約に従い、(財)日本サッカー協会の承認を得るものとする。
- (3) 外国選手の登録は5名までとし、試合開始前のメンバー提出時に登録できる人数は交代予定者を含め3名までとし、協議中は3名までが出場できる。なお、資格について疑義が提出された時は、運営委員会で審議し、組織委員で決定する。

9. 登録

- (1) 加盟チームは当運営要綱第7条に規定されたチームで、次の各号の条件を具備しなければならない。
 - ①チーム帯同審判を登録すること。
 - ②チーム帯同審判員の資格と人数は次のとおりとし、最低6名は登録すること。1部3級審判員3名以上4級審判員3名以上2部3級審判員2名以上4級審判員4名以上
- (2) 前項の資格を有する選手のチーム登録数は30名以内が望ましい。
- (3) 登録は毎年運営委員会総会をもって行い、翌年運営委員会総会まで有効とする。
- (4) 選手の追加登録は、長野県・北信越・(財)サッカー協会並びに長野県社会人連盟及び東信フットボールリーグのWeb登録にて行う。
- (5) 追加登録選手は、当該年度の4月1日以前にあつては、登録手続きを要しないが、長野県サッカー協会並びに(財)日本サッカー協会のWeb登録を終了し、選手証が届き、メンバー表と一致していれば出場できる。また、JFAIDにて出力した選手証でも良い。試合当日は、選手証のリスト(印刷したものが望ましい)を本部に提出すること。
- (6) 新規の追加登録出場日4月以降の追加登録についてはWeb登録後、選手証のリストを事務局に提出し、その選手名の記載が確認できる時点で出場できる。追加登録期限は、試合前の木曜日中までとする。
- (7) ユニフォームは服装登録規定に基づき正・副2着を登録常備し、ユニフォームは正のユニフォームを着用する。アウェーチームはホームチームのユニフォームと色が重ならないように準備し、着用すること。また、デザイン、カラー、襟の有無、メーカー等ワンポイント、ラインの有無、本数等同じものとする。上記内容を満たしていれば長袖と半袖の併用は認める。ただし、半袖の下にシャツを着用する際やショーツの下にアンダーショーツを着用する場合はユニフォームの主たる色と同色にする。
ただし、首の部分のアンダーシャツはその限りではない。また、紺や黒といった審判服に類似しているものに関しては一切認めないものとする。上着のみ他の色でパンツ、ソックスのみ類似に関

してはその限りではない。指輪・ネックレス・めがね等については、主審より何らかの指示があった場合はその命に従い、試合に出場するものとする。なお、平成22年から、胸番号、背番号、チームエンブレムが長野県サッカー協会の規定により必須になる。各リーグ開始までに上記内容をクリアしていないチームに関しては、リーグ戦へ出場できない事とする。

(8) 種別第2種の選手につき、下記の範囲内での登録を認める。

- ① 事前にチームデータにて事務局連絡済みのこと。チームデータの選手番号に続けて「(2種)」と記載のこと。
- ② 1チーム内に5人までのこと。
- ③ 1試合に出場できるのは、3人までのこと。
- ④ 選手証は、事前・当日に事務局・本部に提出等、1種の選手証と同様に運用されること。
- ⑤ 警告の累積等罰則において、1種の選手と同様に対応されること。
- ⑥ プレシーズンマッチ、東信リーグ、東信カップ、その他当リーグ管轄のイベントのみ参加可能であり、地区決勝大会等他地区が関わるイベントへの参加は認められない。(該当イベント側にて認められている場合のみ、その限りではない。)

10. 移籍

選手の移籍は(財)日本サッカー協会選手移籍規定に従うものとする。

11. 組み合わせ及び日程

- (1) 毎年度各リーグ運営委員長が組み合わせ及び日程を立案し決定する。
- (2) リーグ戦は4月中旬～5月初旬の日曜日から9月の旬の間に実施される。しかし、グラウンド状況により順延する場合は10月中にはリーグ終了する。

12. 審判

- (1) 審判担当の常任運営委員は長野県東信フットボールリーグ審判委員長が担当する。
- (2) 審判委員は所属のチームより推薦された登録審判員が担当する。(3級が望ましい)
- (3) 事務局・運営委員会・審判委員会でリーグ戦の審判割の責任を負う。
- (4) 1部リーグの主審は3級以上、副審及び第4の審判員は4級以上で担当が望ましいが、当該年度3級受験者のうち、2021年4月現在(長野県)の試験制度において、体力試験と筆記試験に合格したもので、実技試験前の主審の経験条件のため、主審を担当することを可能とする。1部リーグにおいて、実技試験前の3級受験者が主審を担当する場合、第4の審判は3級以上が担当する。試験形式が変更され、主審経験条件が課せられるまでの一定の評価基準が無くなった場合、この限りではない。最終決定は、運営委員会にて決定する。2部リーグの審判は4級以上が担当し、主審は3級以上が望ましいが、当該年度3級審判受験者が主審を担当することを可能とする。2部リーグにおいて、当該年度3級審判受

験者が主審を担当する場合、第4の審判は3級以上が担当する。なお、1部2部全リーグにおいて、主審が3級以上でない場合の規定は、主審の経験による審判の育成、審判受験促進による審判員の増加を目的とする。

- (5) 主審・副審・第4の審判員は正規の審判服を必ず着用し、必要ワッペンを必ず貼り、審判証(写真のあるもの)を持参し、本部席に提出する。審判担当者は第1試合の試合開始前40分前までに、第2試合以降は前試合のハーフタイムには会場に到着し、試合の準備をする。
- (6) 主審は試合終了後、審判報告書を作成し、試合記録と照合し本部席に提出する。
- (7) 審判員の経費は、長野県東信フットボールリーグの規定に基づき総会時に支出する。原則は、(主審1,500円、副審1,000円、第4審1,000円)単価とする。ただし、予算運営上によって、増減・加減を調整する。
- (8) 予備審判を必ず準備し、本部席にいるものとする。
- (9) 審判の放棄、遅刻、服装の不備等、不履行等の問題が発生した場合は、リーグ運営委員会にて協議決定し、何らかの懲罰を課す事とする。1部リーグおよび2部リーグの主審が3級以上の資格所もしくは12(4)の規定での対象者で無い者が行った場合も、リーグ運営委員会にて協議決定をし、何らかの処罰を課す事とする。

13. 表彰

下記のとおり表彰する。1部2部ごと表彰とする。

優勝(賞状・副賞) 2位(賞状)

14. 罰則

(1) 試合棄権

運営委員長が調査し、故意と認められた場合は運営委員会に諮り、本リーグから除籍するを基本とし、運営委員会にて処分を協議決定する。不可抗力と認められた場合は、再試合を行う。ただし、これに伴う経費及び運営は当該チームの負担とする。また、公的理由以外で棄権したチームについては、何らかの処罰を課す事とし、その内容については運営委員会にて協議決定をする。

- (2) 没収試合 没収されたチームは0点とし、没収時点で相手チームの得点に2点加える。
- (3) リーグ戦において警告が累積2回になった選手は次の1試合の出場を停止する。
- (4) リーグにおいて退場を命じられた選手は、調査・報告書の内容に基づき、リーグ運営委員会により決定した試合数を出場停止にする。該当の試合は次節以降の試合とする。最終節で退場となった選手はそれ以降に行う東信フットボールリーグ主催の試合に出場できない。また年度内に当該試合がない場合、次年度のリーグ戦初戦から、該当する回数出場停止することを基本とし、運営委員会の決定に従う。追加事項として出場停止処分となった選手は、該当する試合にはベンチ内に入る事ができない。

- (5) その他、懲罰事項は全て組織委員会の決定に従う。
- (6) 運営要綱の不履行が生じた場合は、規律委員会の決定に従うものとする。

15. 試合実施条件

- (1) フィールド 原則として芝のフィールドとし、ピッチは105m×68mが望ましい。
- (2) 試合形式 各チーム1試合総当りで行う。
- (3) 試合時間 1部・2部前半40分 後半40分 計80分
なお、試合運営形態によって時間の変更は可能とする。
- (4) 選手交代 GKを含め選手5名随時交代が認められる。ただし、交代予定者9名を第1試合は試合開始40分前までに、第2試合以降は前試合のハーフタイムにメンバー用紙に記入し本部席に提出する。
- (5) 順位 勝者に3点、引き分け1点、敗者に0点が与えられる。ただし、得点合計が同一の場合は以下の順位により決定する。
 - ①全試合のゴールディファレンス（得点ー失点）
 - ②当該チームの対戦成績
 - ③全試合の総得点数
 - ④上記により決定しない場合は、別途決定戦を行う。
（ただし、上位リーグまたは地区決勝リーグとの入れ替えに関する順位のみ）試合を没収されたチーム、あるいは棄権したチームは、他の成績に係わらず最下位とし、それ以降の処置は運営委員会の裁定による。
- (6) 使用球
東信フットボールリーグが用意する試合球を使用する。
- (7) ベンチは、本部席を挟み、ピッチに向かって左側をホームチームとし、右側をアウェーチームとする。

16. 入れ替え戦

- (1) 原則として、1部リーグを除く各リーグの優勝チーム、2位は自動昇格し、1部リーグを含む最下位チーム、下位2チームは自動降格とする。
リーグ状況によっては、この限りではない。最終決定は、運営委員会にて決定する。
- (2) 原則として入れ替え戦は行わないが、上部リーグの結果次第で入れ替え戦を行う場合がある。
- (3) 1部リーグ優勝チームは地区リーグ決勝大会へ出場する権利と義務を得る。

17. 試合運営

- (1) 試合の運営は、当番チームの競技委員が責任を持って行う。
- (2) メンバー表提出

- ① 試合開始40分または、前の試合のハーフタイムまでに本部へ提出する。(本部・対戦相手・審判用の合計3枚提出とする。)
- ② 選手証一覧を本部に提出する。写真添付と追加登録の申請が完了していない場合は出場を認めない。
※本部担当チームに事前に事務局から各チームの登録人数を展開すること。
- ③ 試合記録 本部が、所定用紙に試合記録を記入する。

18. 試合運営

(1) グラウンド準備について

①グラウンド作成(ライン引き/ゴール設置/コーナーフラッグ設置)

担当：第一試合当該2チームが行う。

※試合開始45分前にはグラウンド準備が完了していることとする。

②本部作成(本部テント作成、各ベンチ設置)

担当：本部担当チームまたは、第一試合審判担当2チームが行う。

※試合開始1時間前には準備していること。

- (2) 当番本部チームは試合記録用紙と審判報告書を当該試合分用意し、本部席にて記入させ提出を受ける。
- (3) 当番本部チームは審判の資格・服装のチェックを行い、必ず有資格者による正しい服装にて行わせる。本人であるか写真が貼ってある審判手帳を確認する。不履行があった場合は当番本部チームの責任において判断し、試合を行い、当番本部チームに不履行があった場合には、リーグ運営委員会にて協議決定をし、何らかの懲罰を課す事とする。
- (4) 当番本部チームはメンバー表のチェックをプログラムと選手証にて行う。選手証に写真が貼ってあるか確認し、貼っていない者は出場させない。(白・黒写真は本人確認ができない為、認めない)
- (5) 当番本部チームまたは、副審担当チームがレフリーフラッグを用意する。
- (6) 当番本部チームは試合終了後、その結果を下記宛てに必ず指定用紙をFAXする。
信濃毎日新聞(株)スポーツ広場 TEL 0268-23-1200 FAX 0120-35-0190
- (7) 当番チームまたは、最終試合の主審担当チームは全試合終了後、試合記録用紙と審判報告書を提出する。提出先は、各リーグ担当事務局へ提出とする。事務局は、提出された記録をもとにリーグ戦結果データを更新し、ホームページへアップする。原本は控えとして当該年度末の3月まで保管する。また、スキャナーでの取りこみができない場合には、FAX または郵送で事務局へ送付する。
- (8) 各リーグ事務局は、メール添付された試合記録用紙と審判報告書の内容と、指定データの内容を確認し、審判委員長および、次節当番本部チームにメール添付する。※警告を2度受けるもしくは退場選手の試合出場停止処分書類を作成し審判委員長へメールする。
- (9) 全試合終了後、会場にゴミなど落ちていないか必ず確認する。

- (10) 全試合終了後、担当本部チームまたは、最終試合の主審担当チームは、試合球を次節本部担当チームへ渡す。
- (11) 詳細な本部および試合運営方法については、別途に定める、「リーグ戦運営について」に従うこととする。問題が生じた場合は、事務局へ連絡する。

19. その他

本運営要綱に記載されていない事項については、長野県東信フットボールリーグ運営委員会で協議決定をする。

『各チーム運営委員の皆さまへ』

※作成しました運営要綱は、長野県東信フットボールリーグ運営内での情報交換・連絡に使用するほか、長野県サッカー協会に提出する場合があります。